|  |
| --- |
| **駐車禁止除外指定車両標章の交付**  |

**申請される人は、事前に****管轄の警察署へ必ず確認してください。**

歩行困難な対象者が自ら運転し、又は同乗する車両を駐車禁止区域でも他の交通の妨げにならない限り駐車をすることができます。（交差点、坂道の頂上等法定の駐車禁止場所は駐車できません。）

●対象者

別表第１

～静岡県道路交通法施行細則～

身体障害者及び戦傷病者で歩行が困難な人の障害区分表

令和5年4月1日現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 障害の区分 | 障害の級別 | 重度障害の程度 |
| 視覚障害 | １級から３級までの各級及び４級の１ | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 聴覚障害 | ２級及び３級 | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 平衡機能障害 | ３級 | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 上肢不自由 | １級、２級の１及び２級の２ | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 下肢不自由 | １級から４級までの各級 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 体幹不自由 | １級から３級までの各級 | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | １級及び２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く） | － |
| 移動機能 | １級から３級までの各級 | － |
| 心臓機能障害 | １級及び３級 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| じん臓機能障害 | １級及び３級 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 呼吸器機能障害 | １級及び３級 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | １級及び３級 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 小腸機能障害 | １級及び３級 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | １級から３級までの各級 | － |
| 肝臓機能障害 | １級から３級までの各級 | － |

※　上記「別表第１」以外で駐車禁止除外標章の交付対象者は、以下に該当する人です。

　１　療育手帳で交付を受けている人のうち、知的障害の程度が重度（Ａ）と判定された人

　２　小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている人のうち、色素性乾皮症患者

　３　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、１級の障害と判定された人

●申請に必要なもの

身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の原本（各１部）。なお当事者の代理で申請を希望の人は、代理の人の身分証（運転免許証等）をお持ちください。

●窓口

詳しくは、窓口（住所を管轄する警察署）へお問い合わせください。

浜松中央警察署　　**☎４７５－０１１０**

浜松東警察署　　　**☎４６０－０１１０**

浜松西警察署　　　**☎４８４－０１１０**

浜北警察署　　　　**☎５８５－０１１０**

天竜警察署　　　　**☎９２６－０１１０**

細江警察署　　　　**☎５２２－０１１０**

|  |
| --- |
| **高齢運転者等専用駐車区間の設置**  |

高齢者等専用駐車区間に、申請に基づき交付される標章を掲げた普通自動車を自らが運転するとき駐車できる制度です。

●設置箇所及び設置台数（令和5年４月１日現在）

・中区鍛冶町（アクアモール）　　　　　４台

・中区海老塚町（ＪＲ東海道線高架下）　２台

●利用時間帯：１０：００～２０：００

●利用料金：無料

●対象者

普通自動車の運転免許証を持っている人で次に該当する人

・７０歳以上の高齢者

・聴覚に障がいのある人・肢体不自由者で、運転免許に条件が付されている人

・妊娠中または出産後８週間以内の女性

●駐車時の注意点

警察署で交付された「専用場所駐車標章」をダッシュボードに掲示すること。

●申請に必要なもの

・自動車運転免許証（普通自動車を運転することができる免許に限ります）

・自動車検査証（写しでも可）（普通自動車に限ります）

・妊娠中又は出産後８週間以内の人は、上記のほかに母子手帳等です。

●窓口

詳しくは、窓口（住所を管轄する警察署）へお問い合わせください。

浜松中央警察署　　**☎４７５－０１１０**

浜松東警察署　　　**☎４６０－０１１０**

浜松西警察署　　　**☎４８４－０１１０**

浜北警察署　　　　**☎５８５－０１１０**

天竜警察署　　　　**☎９２６－０１１０**

細江警察署　　　　**☎５２２－０１１０**

|  |
| --- |
| **静岡県ゆずりあい駐車場制度**  |

公共施設やスーパーなどの店舗には車いすマークの駐車場が設けられています。しかし、一般の人が駐車場を利用してしまい、本当に必要な人が利用できないという声が多く聞かれます。そのため県では、車いす利用者等歩行が困難な人たちに「利用証」を交付し、駐車時に利用証を掲げてもらうことで、不適切な駐車を抑制する取り組み「ゆずりあい駐車場制度」を行っています。

●利用証交付対象者

下記対象者のうち、歩行が困難で、日常生活で車いすマーク駐車場の利用を必要とする人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　象　者 | 申請窓口 | 必要書類 |
| 身体障害者手帳の視覚（１～３級、４級の１）聴覚又は平衡機能障害（２～３級）肢体不自由上肢（１～２級の２）、下肢（１～４級）、体幹（１～３級）内部障害（１～３級）療育手帳Ａ精神障害者保健福祉手帳１級 | 各区社会福祉課 | 身体障害者手帳療育手帳精神障害者保健福祉手帳 |

●窓口

静岡県福祉長寿政策課　**☎０５４－２２１－２０５２**

|  |
| --- |
| 公共施設等車いすマークの駐車場に併せて設置されている思いやり駐車場（ハートマークの駐車場）の利用は、乗降に広いスペースを必要とする障がいのある人、妊産婦、　　　ベビーカー使用者等が優先される駐車場であり、ゆずりあい駐車場利用対象者も利用　できます。 |